



平成 19 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 日 水 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 々 義 廣
(コード番号 4 5 5 0 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 井 上 祥 夫
(T E L . 0 3 - 5 8 4 6 - 5 6 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 75 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に対応できる経営体制を機動的に構築することができるようにするとともに、事業年度における取締役の経営責任を一層明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものです。(第 23 条)
- (2) 第 75 期定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止するので必要のなくなる文言を削除するものです。(第 27 条および第 35 条)

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第 23 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (取締役の報酬等および退職慰労金) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益および退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。	(任 期) 第 23 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等および退職慰労金)</p> <p>第 35 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益および退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 35 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 19 年 6 月 26 日（火曜日）

定款変更の効力発生日：平成 19 年 6 月 26 日（火曜日）

以 上